

令和8年度の市・県民税から適用される主な改正点

1 給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の人の最低保障額が最大10万円引き上げられます。

◆改正前と改正後の比較

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	給与等の収入金額 ×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	給与等の収入金額 ×30%＋8万円	

3 各種所得要件の見直し

次の控除を受ける場合の所得要件が10万円引き上げられます。

◆改正前と改正後の比較

(いずれも判定の対象となる所得が給与所得のみの場合)

控除の種類	所得要件	改正前	改正後
配偶者控除・扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下(※1)	58万円以下(※2)
ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額	48万円以下(※1)	58万円以下(※2)
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円以下(※3)	85万円以下(※4)
雑損控除	雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円以下(※1)	58万円以下(※2)

給与収入：(※1) 103万円以下 (※2) 123万円以下
(※3) 130万円以下 (※4) 150万円以下



2 家内労働者等の必要経費の特例の見直し

必要経費に算入する金額の最低保障額が10万円引き上げられます。

◆改正前と改正後の比較

改正前	改正後
55万円	65万円



4 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の人がある場合に、所得控除の適用を受けることができる特定親族特別控除が創設されます。対象となる親族の所得に応じて、次のとおり段階的に減額されます。

◆特定親族特別控除の控除額

(いずれも判定の対象となる所得が給与所得のみの場合)

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下(※1)	45万円
95万円超100万円以下(※2)	41万円
100万円超105万円以下(※3)	31万円
105万円超110万円以下(※4)	21万円
110万円超115万円以下(※5)	11万円
115万円超120万円以下(※6)	6万円
120万円超123万円以下(※7)	3万円

給与収入：(※1) 123万円超160万円以下
(※2) 160万円超165万円以下
(※3) 165万円超170万円以下
(※4) 170万円超175万円以下
(※5) 175万円超180万円以下
(※6) 180万円超185万円以下
(※7) 185万円超188万円以下

税の申告

図 課税課税③9113

市・県民税の申告は3月16日(月)まで

令和8年度市・県民税は、次の会場または郵送で、3月16日(月)までに必要書類を添付し、申告してください。

※会場の混雑が見込まれるため、できるだけ郵送での申告にご協力ください

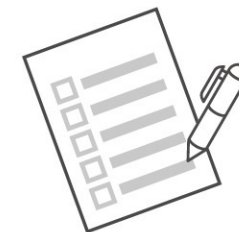
会場	申告受付期間	時間
本庁	2月2日(月)～3月16日(月) (※1) (土・日曜日、祝日を除く)	8時30分～17時 (12時～13時除く)
佐伯支所	2月16日(月)～3月16日(月) (水・土・日曜日、祝日を除く)	
大野支所	2月16日(月)～3月16日(月) (木・土・日曜日、祝日を除く)	
吉和支所 ☎2113	2月18日(水)、2月25日(水) 3月4日(水)、3月11日(水)	8時30分～16時 (※2) (12時～13時除く)
宮島支所 ☎2001	2月19日(木)、2月26日(木) 3月5日(木)、3月12日(木)	

(※1) 確定申告の受け付けは2月16日(月)～

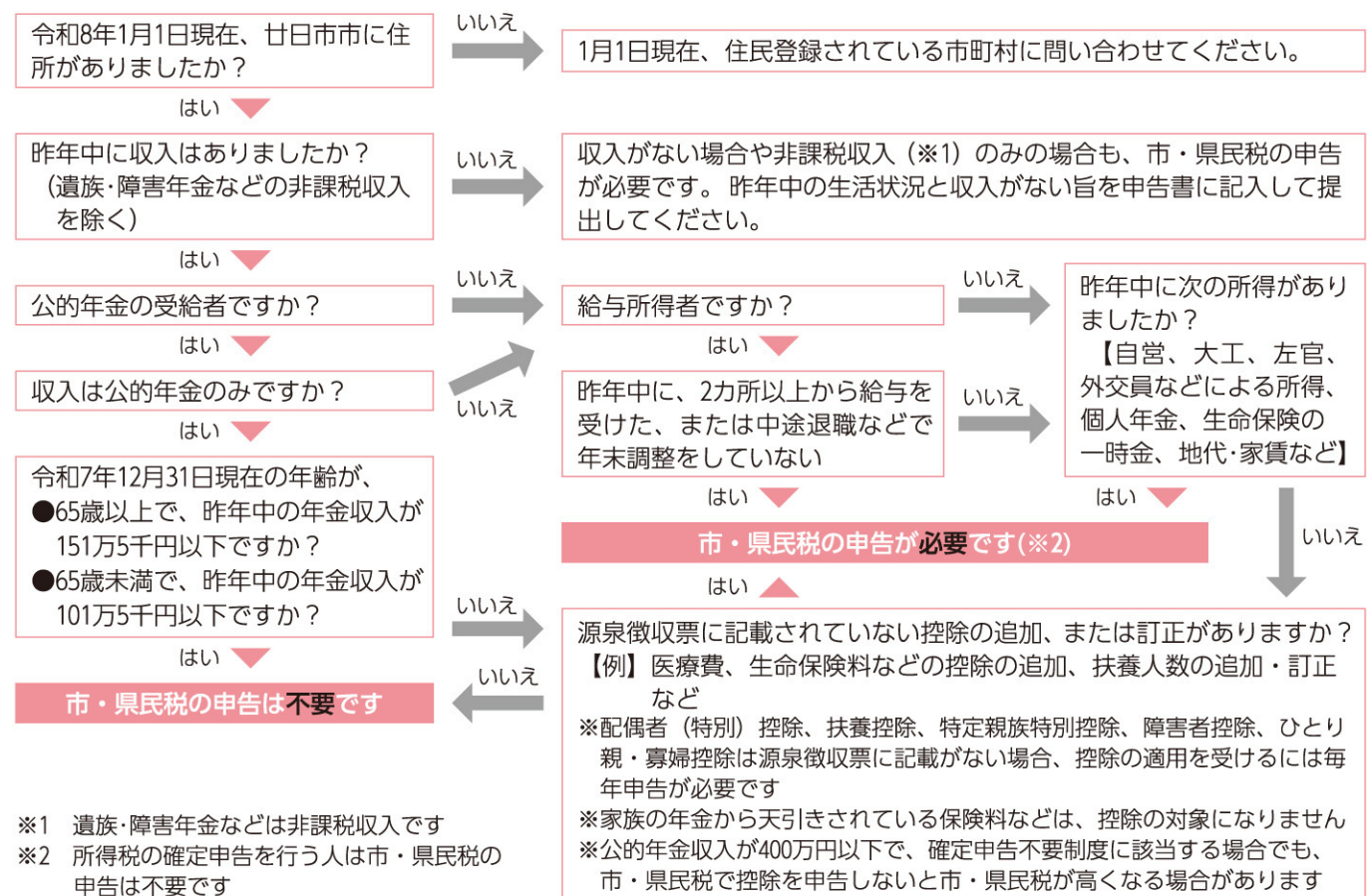
(※2) 吉和・宮島支所での申告は予約制のため、各支所へ事前に連絡してください(予約開始は2月2日(月)～)

必要書類

- ①所得金額を証明する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- ②社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書など
- ③医療費控除および医療費控除の特例(セルフメディケーション)を受ける人は、医療費の明細書や医療保険者が発行する医療費通知(必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください)
※領収書の提出は不要ですが、5年間は保管してください
- ④申告者と扶養親族のマイナンバーが確認できる書類



市・県民税の申告が必要かどうか迷ったときは・・・



※1 遺族・障害年金などは非課税収入です
※2 所得税の確定申告を行う人は市・県民税の申告は不要です